

「誤った死刑」 前坂俊之著 三一書房

(1984年3月刊)

(このドキュメントは 1984年3月に「三一書房」から出版したものです。

裁判員制度が 2009 年 5 月から始まりますが、約30年前の「日本の刑事裁判の現状はどうであったのか」、「なぜ、誤った死刑が多発したのか」を当時、新聞記者として、警察、検察、裁判所を回りながら、具体的な死刑事件のケースにふれながら、その問題点を考えたものです。

内容的には確かに古くなってはいますが、現在も冤罪を再生産していく構造は余り変わっていません。その点で、旧版のままで、裁判員になった皆さんの参考になればと公開いたしました。差別用語、その他で不穏当な部分もありますが、原文のままで掲載しています。)

第3章 偽造された血痕－松山事件

「決定文の重要な意味」

免田事件で犯人とされた免田栄氏を絞首台まで突き落としたのは凶器の鉈（ナタ）に付着したわずか一点の微量血痕だった。松山事件でも同じようにフトンのえり当てについたわずかな血痕が斎藤幸夫を死刑囚の悲劇に陥し入れた。

ところで、免田事件では決定的な証拠の鉈がいつの間にか消されてしまった。検察側が保管中の鉈を廃棄したのだが、松山事件では最も重要なフトンえり当ての血痕を写したネガを今度は警察側が紛失した。

相次ぐ紛失、廃棄のミステリー。これこそ冤罪の原因なのだ。弁護団はいずれも“再審つぶし”の陰謀としてきびしく追及しているが、松山事件ではさらに一歩進んで、「血痕は警察によってねつ造された疑いが強い」と当の裁判所が認めたのである。

警察が無実の者を死刑に追い込むために証拠を偽造したら、恐るべきことであろう。身の毛もよだつ“デッチ上げの恐怖”だが、警察が果たしてそこまでやるだろうか、と一般の人はなかなか信じられないかもしれない。

しかし、松山事件の内幕をみると、血痕をめぐる疑惑があまりに多く、すべてが「警察が血痕をねつ造した」という一点へと収斂していく。

昭和五十八（一九八三）年一月三十一日、仙台高裁。松山事件の再審請求抗告審の当日。高裁前にはテレビの中継車が並び、約三百人の支援者が決定を見守っていた。

同高裁六階の刑事訴訟事務室へ斎藤の母親ヒデさん（七十五歳）と実姉たみ子さん五十三歳）が入った。

午前十時、事務官が紫色のフロシキに包まれた分厚い決定文を弁護団に手渡した。島田正雄弁護団長ら十人の弁護士の視線がフロシキに一斉に集中した。

島田団長が緊張しながら開いた。最初の頁の「抗告棄却」の大きな文字が飛び込んだ。一瞬、喜びが爆発した。笑顔と歓喜に包まれた。「やった」「棄却だ」

受付前のソファーに座っていたヒデも思わず立ち上がり感激のあまり熱い涙をこぼした。

「ありがとうございます。この喜びを早く息子に伝えたい」

一方、斎藤幸夫が収容されている宮城刑務所仙台拘置支所の前で待機していた阿部泰雄、岡田正之のふたりの弁護士は中継車のテレビが「抗告棄却」を伝えると、喜び勇んで接見室へとかけ込んだ。

面会室に現れた坊主頭の齋藤は「棄却」と告げられると、イスから立ち上がり、喜びいっぱいの顔で「どうもありがとうございます」と台に手をつき何度もくり返し、深々と頭を下げた。そして、メッセージを託した。

「真実は高裁でも勝つ、と信じていました。……私の心は地裁の再審開始決定のときと同様、日本晴れです。皆さんと一緒に万歳をしたい気持ちです」

こうして免田事件の免田栄、財田川事件の谷口繁義に次いで三番目の死刑台からの生還の“切符”が齋藤に渡された。事件以来二十八年目。死刑が確定して以来でも二十六年ぶりのことである。

家族、弁護団、支援者らはいつまでも喜びにひたっていた。決定文の意味するところはあまりに重大だった。「血痕は請求人（齋藤）以外の者を介して付着したものであり…」と認定し、「警察による血痕ねつ造」を示唆したのである。

「決め手となったえり当ての血痕」

事件が起きたのは今から四半世紀前である。昭和三十（一九五五）年十月十八日午前一時ごろ、宮城県志田郡松山町、農業・小原忠兵衛（当時五十三歳）方が全焼、焼け跡から小原夫妻と子供ふたりが頭を割られて殺害されているのが見つかった。宮城県警は殺人、放火事件として捜査したが、捜査は難航し、約一カ月後に捜査本部を解散した。

事件後四十五日たった十二月二日に隣町の齋藤幸夫（当時二十四歳）が当時、働きに行っていた東京で起こした傷害容疑で別件逮捕された。同月六日に齋藤は「金を盗もうと小原方に押し入り、近くにあったマキ割り機で四人を殺し火をつけた」と自供した。

このため、八日に強盗殺人で再逮捕され、齋藤と犯行を結ぶ唯一の物証である掛けブトンのえり当てが自宅から押収された。

公判では、齋藤は「強制、誘導により虚偽の自白をさせられた」と犯行を全面的に否認したが、昭和三十二年十月二十九日、仙台地裁古川支部は死刑判決を下した。

それによると、齋藤は飲食代で借金がかさみ、なじみの飲食店の女性と結婚したいと思っていた。犯行前夜、質屋に金策に行き、酒を飲み帰る途中、小原の妻が齋藤方に木材を買いに来たのを思い出し、二、三万円の金はあるだろうと思い、盗もうと小原宅へ侵入し、顔見知りなので同家にあったマキ割り機で四人を次々に切りつけて殺した。

タンスなどを物色したが、現金は見つからなかった。犯行を隠ぺいするために、放火した—という筋書きになっていた。

この事件で決定的な証拠とされたのはブトンのえり当てについての血痕である。

フトンのえり当ては齋藤が逮捕されてから七日目の昭和三十年十二月八日に、齋藤の自宅から押収された。事件発生から数えるとちょうど五十日であった。

この時、押収に立ち会ったのは七十六歳になる齋藤の祖母と長兄のふたり。長兄は幸夫のフトンがわからなかったため、祖母がこれだと指示したのを係官に渡した。

問題のフトンは他の寝具と一緒に押入れに入っており、しかも、押入れの上部に積み重ねられていた。

このフトンは長さ一七〇センチ、幅一三〇センチ、厚さ約五センチ。表面は木綿でボタン、ヤギ、噴水などの小さな模様が一面にあり、赤、黄、緑色など七色に彩色されていた。端に白木綿の「えり当て」がしてあり、左右は一二六センチ、表面で二七センチ、裏面で三七センチが、フトンに当てられていた。

このえり当ての部分から血痕が発見された。鑑定を行なった当時の東北大医学部、三木敏行助教授（現東大教授）はこう鑑定した。

「えり当てには微細な血痕が多数散在し、表側に三十五群、裏側に五十群ある。これらの血痕はいずれも少量の血液をすりつけたり、微量の血液を押し当てたり、軽く接触することにより生じたもの…。現実にはどのようにして、この血痕が生じたかは不明。血液型はA型か、あるいはA型とO型が混在したもの」（一九五七年三月二十三日付）

続いて行なわれた古畑種基・東京医科歯科大教授の鑑定も同じで、具体的にどのような状況でついたのかを明らかにするのは難しいとしながらも、「血液がある物体、例えば人の頭髪などにつき、それが二次的に触れたためにできたものと考えられる」（一九五七年七月十七日付）とした。

起訴状では、齋藤はマキ割りで寝ている四人の頭部を次々に切りつけ、ズボンにさわると「ヌラヌラするほど」の返り血を浴びた。犯行後、帰る途中、大沢堤でジャンパーとズボンを脱ぎ、血を洗い落とした。それをもう一度はき、自宅に帰り寝た、となっていた。

この時、齋藤の頭髪に付着した血痕までは洗い落としておらず、これがフトンのえり当てについたというわけだ。

昭和三十四年五月二十六日、仙台高裁は齋藤への第一審の死刑判決を支持し、自信満々で、齋藤の自白はえり当ての血痕で完全に裏付けられた、と次のように判決した。

「被告人の頭髪についた血液（被害者の）がえり当てに付着したものとみられる。（掛フトンを頭にかぶれば、頭髪についた血が掛フトン裏側に該当する部分のえり当てに付着するのが自然で、その際、頭髪から手についた血が更に掛フトン表側に該当する部分のえり当てにも付着する）…被告人の自白の大綱は掛フトンえり当ての血痕によって科学的にほとん

ど決定的に裏付けられた」

この時の裁判長は門田実である。門田裁判長はこの後、松川事件の差し戻し春で無罪判決を出した。結局、えり当ての血痕が死刑の決め手になったのである。

「消された決定的な証拠」

ところで、弁護団は一審以来「血痕は警察によってねつ造された疑いが濃い」として追及し続けてきた。その理由は—

- ①フutonは押入れの上の部分に置かれており、もし肉眼ではっきり見えるほど多数の血痕が付着していれば、斎藤や家族がそのまま五十日間も使っているのはおかしい。ズボンやジャンパーの血痕は犯行後すぐにせんたくしたほどの用心深い斎藤がなぜえり当てだけをほっておいたのか。ついていなかったためだ。
- ②髪の毛についた返り血がえり当てにつくなら、まくら、シーツ、フutonになぜつかなかったのか、髪の毛が当たるまくらやフutonには全くつかず、えり当てだけに付着したのは人為的につけなければ不可能。
- ③仮に、血痕が頭髮に付着したとしても、犯行から就寝までに約二時間半もたっており、血痕は乾燥し血粉となっている。一度、えり当てに付着すれば、さらに他の部分に付着し八十数群もつくわけがない。
- ④家族の証言では、このフutonは幸夫のものではなく、弟のものだ。

と反論、斎藤の無実を主張した。

弁護団はこの血痕の謎をねばり強く追及していったが“疑惑”がますますふくらんできた。

えり当てが押収され、宮城県警鑑識課員が撮影した捜索差押調書添付の写真には中央部分に赤インキで丸印をされた血痕一点しか写っていなかった。

ところが、公判が始まり、約一年以上もたった昭和三十二（一九五七）年四月に突然、八十数群も血痕の写ったえり当ての写真が提出されたのである。

これには斎藤や弁護団は驚いた。いつの間にか、血痕は一点から八十数群に増えたのである。

押収に立ち会った巡査部長（当時、古川署）は「血痕ははじめからたくさんあった。しかし、血痕の一点だけにピントを合わせたので、一点しか写らなかっただけ」と証言した。

八十数群の血痕をカメラで写しても、写真では一点しか写らないかどうか。

弁護団は再三にわたってネガを含む検察官の手持ちの証拠の開示を同裁判所に要求した。ネガを提出させ、写っている血痕は一点なのか、八十数群なのか、

徹底して調べることで疑惑は解明できる。

ところが、裁判所はこれを拒否。仙台高裁で証人に立った同県警鑑識課員は「ほかの写真は全部保管してあるが、血痕の写真を含む数枚のネガだけは紛失して所有していない」（一九六〇年九月二十三日）と証言した。

「死刑か、無罪か」という冤罪事件では、いつも決定的な証拠がなくなるというミステリーが再びここでもよみがえったのである。

弁護団は「紛失したというのはウソ。ねつ造したのがバレるので出せないのだ」と強く反発。さらに追及したが、検察側は紛失の一点ばり。

やむなく、弁護団は千葉大医学部、三木康助教授に鑑定を依頼。フトンのえり当てを原形のままに復元（実物は鑑定のために血痕付着部分がズタズタに切り取られている）、撮影条件も再現して、八十数群の血痕があっても、押収調書添付写真のように一点しか写らないかどうかテストした。

その結果、石庭鑑定では「えり当てを昭和三十年十二月八日の押収時の写真撮影と同一条件で撮影した場合、肉眼的にみて、このような写真にはならず、多数の血痕が写る」ことが明らかになった。

弁護団はえり当てには押収された当時、血痕はついていなかったことが科学的に証明されたと、この鑑定書を新規で明白な証拠として、仙台地裁古川支部に再審を請求した。

ところが、同支部は同医学部の鑑定講師の証人調べをせず、昭和三十九年五月一日、あっさり棄却してしまった。以後、即時抗告、特別抗告も次々に棄却され、一縷の望みは絶たれてしまった。

「ねつ造された血痕の真相」

無実の死刑確定囚にとって、再審請求は一種の“命綱”であり、保険でもある。それによって、真相が明らかになり、無実が証明されるという以外に助かる道はない。再審中には一応、死刑執行はないことになっているからだ。

いわば、その間、生き延びることのできる“生命保険”であった。

しかし、母親ヒデには「もし、万が一…」という恐怖が去らなかった。一日たりとも心の安まる日はなかった。裏山で鳥がいつもよりカン高く鳴くと、胸さわぎがしてくる。

「幸夫の身に……」と不吉な予感がわき起こる。眼前に絞首台のロープが黒く浮かび上がり、ヒデはいても立ってもおれず、汽車に飛び乗って拘置所にかかった。

面会室で金網ごしに幸夫の元気な姿をみて、ホッと胸をなでおろした。こんなことが何十回とあった。

昭和四十四（一九六九）年六月七日、第二次再審請求を仙台地裁古川支部へ申し立てた。この審理の過程で、警察の証拠ねつ造の疑惑が漸次、明らかになってくる。

“疑惑”を決定づけたのは二十年ぶりに提出された裁判不提出記録の中にあつた平塚鑑定書（一九五五年十二月二十八日）であつた。

斎藤方から押収されたフトンは十二月九日に三木助教授に鑑定依頼された。ところが、同じフトンが十二月二十二日に当時、県警鑑識課法医理化学係主任、平塚静夫技師にも鑑定囑託されたことがわかつた。鑑定事項は三木助教授に対するものと全く同じ。

平塚主任による鑑定結果は「掛フトンの裏には人血液が付着していないものと認める」と出ているのである。

三木鑑定とは全く正反対の内容である。どちらの鑑定が正しいのか。血痕はあつたのかなかつたのか。それを追及するためにこの間のフトン、えり当ての流れをもう一度整理してみよう。

・1955（昭和30）年

12月8日 フトンを押収

同9日 県警鑑識課員が三木助教授にフトンを持参、鑑定を依頼

同12日 三木助教授が血痕の新旧検査

（えり当ての一部を切りとらねばできない）

同22日 刑事部長ら三人が平塚主任のところへフトンを持参。

平塚は二十三日の二日間にわたって鑑定。

同28日 平塚鑑定「血痕なし」

・1958（昭和33）年

3月23日 三木鑑定書「八十数群の血痕あり」

これをみると、フトンは三木、平塚両鑑定人の両方へ行ったことになる。ところが、三木鑑定人は各公判で「フトンは県警から鑑定を囑託され、鑑定ができ上がる一年四カ月の間、東北大学医学教室から外部へ出したことは一度もない」と何度も証言している。

すると、平塚主任が鑑定したものはどこのフトンだろうか。全く別のフトンということになる。弁護団は「平塚主任が鑑定した時は血痕は全くなかつた。平塚主任は掛フトンの裏だけを鑑定したように書いているが、えり当てのどこにも血痕がなかつた。このあと、捜査員がフトンを持ち出して血痕をねつ造して、三木鑑定人のところに持ち込んだもの、こう考えればすべての疑惑は解消する」と主張した。

一方、検察側は「平塚鑑定二十八日という日付は誤りだ。フトンを押収した十二月八日に平塚氏は鑑定したが、フトン本体に限って鑑定したので、血痕はなかった。このあと、三木鑑定人のところに持ち込んだもので三木鑑定となんら矛盾しない」と反論、互いの主張は平行線だった。

それだけに、ナゾに包まれた血痕の真相を知る唯一の人物として、平塚の証言が注目された。

昭和五十一年五月二十四日、仙台地裁で開かれた証人尋問に平塚は立った。

平塚はこう証言した。

「その時（押収した時）みたフトンのえり当てには血痕らしいものがあった。十カ所以上ではなかった。微量なので自分の手に負えないと思ひ、東北大の三木助教授に頼むことになった。あとで知った三木鑑定の八十数群の血痕とは、その時は夢にも思わなかった」

この証人尋問に先立って、弁護団の二人が平塚に面会した。平塚は「えり当ても含めてフトン調べたが、血痕は全くついていなかった」と明言した。

ところが、その後、県警から圧力をかけられたのか（？）証言を変えてしまったのである。ただ、「八十数群の血痕とは夢にも思わなかった」という証言に、平塚の“良心”のうずきがにじみ出ている。

さらに、紛失したとされるネガについても重大な事実が判明した。

再審請求審で同県警鑑識課写真係・石垣秀男は「写真のネガの所在を捜すよう指示されたことはない」と証言したのである。「ネガは紛失した」という検察側の主張は内部からくずれたのである。

「警察官たちの狼狽」

二月四日、仙台高検は再審開始決定について特別抗告を断念した。これで、松山事件は再び、ふり出しにもどり、やり直し裁判が二十八年ぶりに始まることになった。

仙台高検、小鳥信勝検事長はこの日の午後三時から、同高検で記者会見し、きびしい表情でこう述べた。

「今回の決定内容は最も重要な証拠物である掛フトンえり当ての血痕鑑定について証拠価値は認めながら、斎藤元被告以外の者によって付いた可能性もあるなどとして、付着原因を安易に推測し承服し難い点が多数あった。しかし、今後再審公判で実体的真実の究明に努める」

検察側の断念で、ヒデはやっと再審の門にたどりついたと喜び、斎藤も獄中でうれし涙をポロポロこぼしながら「今日は立春。僕の春もこれから」と母に語った。

ヒデの胸には昭和五十四（一九七九）年十二月六日の仙台地裁の再審開始決定に対して、検察側が即時抗告で待ったをかけた苦い思い出がよみがえった。この即時抗告で三年間、再審開始は延ばされた。

これでやっと裁判がやり直しになるという安心感と同時にやり切れなさもこみ上げてきた。

「息子の命を奪うための裁判が五年、無実だという息子の主張をききいれてもらうのに十九年、金網なしに抱き合えるまで二十六年もがまんした。本当にそれが現実になるまであと何年待てばよいのか」

斎藤はすでに五十一歳。ヒデは七十五歳。「死ぬまでになんとか幸夫を取り戻したい」という祈りにも似た気持ちが年とともに強くなってくる。

それが、逆に「血痕をねつ造？」した警察への怒りとなってハネ返ってくる。

フトンを斎藤宅から押収した時の責任者であった佐藤巡查部長にヒデはこれまでに二回出会った。一度は昭和三十七年三月ごろ、鹿島台駅近くで偶然出くわした。この時、ヒデは佐藤に激しくくっつかかった。

「フトンに誰かの血をくっつけて証拠を偽造したんだろう。あんたたちを恨まない日は一日もないよ。幸夫を死刑台に乗せるならあんたたちを乗せてやりたい」

ヒデのすさまじい剣幕に、佐藤は押し黙った。

「フトンは私が作ったのでよく知っている。えり当ての表と裏にはじめから八十数群の血がついていたなんて。あんたたちが血をふりかけたんだろう」

ヒデがこう言うと、佐藤は「おっ母さん。血が八十何カ所だって、それはおかしい、おかしいな」と驚いた。

「おかしいというのは私のいうことなんだよ。あのフトン、押収してから、どこへ持って行った」

「俺は捜査本部へ持ち帰っただけで、あとはどうなったかは知らない」

佐藤は逃げるように立ち去った（斎藤ヒデ『松山事件—母は訴えます』松山事件対策協議会発行一九八二年七月刊）。

もうひとり、捜査会議で九人の反対を押し切って、斎藤の別件逮捕にひとりだけ賛成し、自白調書をとった佐藤好一元警部にも昭和五十六年六月二十六日に街でバッタリ出くわした。佐藤はすでに警察を退職し、会社の役員になっていた。ヒデが「あんたのおかげで私たち家族はこんなひどい目にあって…」というと、「あの事件は俺ひとりでやったものではない。みんなで調べた」とコソコソ逃げるように去っていった、という。この佐藤元警部は定年退職前に警察官の最高の荣誉である警察官功労賞を受賞した。

（つづく）＜禁転載＞◎